

くらしの情報

※詳しいことは圖にお問い合わせください。

行政

障害者控除対象者認定の申請を受け付けます

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、障害者控除対象者に認定されると、所得税と市・県民税の障害者控除を受けることができます（下表参照）。

控除を受けるには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。対象となる人は、同認定書の交付申請をしてください。なお、身体障害者手帳などを持っていない人は、申告の際に手帳を提示することで控除が受けられますので、同認定書は必要ありません。また、介護認定を受けていない人は、医師の診断書

や意見書が必要となりますので、事前に本庁・福祉課へご相談ください。

▼対象 市内在住の65歳以上の人で、次のいずれかに該当する人。

〔障がい者〕●身体障害3（6級に準ずる障がいがある人）●知的障害の軽度・中度に準ずる障がいがある人。

〔特別障がい者〕●身体障害1・2級に準ずる障がいがある人●知的障害の重度に準ずる障がいがある人●寝たきりの高齢者。

控除額	（年額）	
	所得税	市・県民税
障害者控除額	27万円	26万円
特別障害者控除額	40万円	30万円
特別障害者控除額（納税者と同居の場合）	75万円	53万円

▼申請方法 申請書（本庁・高齢者支援課に備え付け）を、同課または各支

所担当課へ提出してください。※認定結果は後日、郵送で通知します。

図本庁・福祉課／本庁・高齢者支援課

ひとり抱えこまないで、させない高齢者虐待

高齢者の認知症や身体機能の低下による、家族の介護疲れなどが要因で、高齢者の虐待が発生しています。一人で抱え込まず、お近くの地域包括支援センターまたは本庁・高齢者支援課へ、ご相談ください。

▼市高齢者虐待専用電話 242822

※虐待に気づいた人には通報義務があります。通報者の秘密は守られます。

図本庁・高齢者支援課

市が使用する封筒の広告取扱者を募集します

市では、自主財源を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、広告掲載事業に取り組んでいます。その一つとして、市が使

用する封筒への広告掲載を実施しています。今回、民間事業者などの広告を取り扱い、その広告を掲載した封筒を市に提供いただける広告取扱者（広告代理店を営む人など）を募集します。

▼封筒の種類 市が使用する共通封筒、窓口封筒、窓あき封筒など。

▼応募資格 市内に事業所があり、市税を完納していること。

▼申込期限 12月25日（金）

▼申込方法 申込用紙（本庁・財政課に備え付け）を同課へ提出してください。

図本庁・財政課

ふるさと応援寄附のお礼品取扱者を募集

市では、平成27年度から、ふるさと応援寄附のお礼品として市内の特産品などを贈呈する予定です。

▼お礼品取扱者が行う業務 特産品などの準備・調

該当する市内の中小企業者

商工業設備投資資金利子補給補助金を交付します

図本庁・財政課

▼審査 書類を審査のうえ、1者をお礼品取扱者として指定します。

▼申込期限 12月19日（金）

▼申込方法 申請書（本庁・財政課に備え付け、市ホームページに掲載）を、同課へ提出してください。

達や発送、問い合わせ対応、カタログ・チラシ・ホームページの作成に係る業務など。

▼取り扱う特産品 肉類、魚介類、米、野菜・果物類、加工品など。

▼応募資格 ①12月1日現在で市内に住所がある人（法人の場合は、市内に本店があること）②市税を完納していること③平成27年4月1日時点で、特産品などの取り扱い、発送業務が可能見込みであることなど。

図本庁・財政課

図本庁（別館）・産業政策課

各商工会議所、市商工会

図本庁（別館）・産業政策課

図本庁（別館）・産業政策課



市民の皆さんのご意見を募集します!

市では、①「第2次天草市総合計画」と②「第3次天草市行財政改革大綱」の策定を、今年度に予定しています。

今回、素案ができましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

▶募集期間=12月17日（金）から平成27年1月15日（金）まで。

▶提出方法=ご意見をまとめたもの（様式は自由）に、住所・氏名・電話番号を記入し、①本庁・政策企画課②本庁・行財政改革推進課へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）。また、ご意見が案のどの部分に対するものかを必ず明記してください。

この素案は、①本庁・政策企画課②本庁・行財政改革推進課または、各支所、各コミュニティセンターのほか、市のホームページでも見ることができます。電話や口頭によるご意見は受け付けません。

[持参・郵送] 〒863-8631 市内東浜町8-1 (郵送の場合は住所記載不要)

[FAX] 243501

[電子メール]

①kikaku@city.amakusa.lg.jp
②gyoukaku@city.amakusa.lg.jp

図①本庁・政策企画課
②本庁・行財政改革推進課

給付金の申請はお済みですか? 申請書の提出はお早めをお願いします



「子育て世帯臨時特例給付金」
申請期限 平成26年12月8日（月）まで

「臨時福祉給付金」
申請期限 平成27年1月5日（月）まで

臨時福祉給付金の申請書は、6月末に対象世帯へ郵送しています。まだ申請が済んでいない人は申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて同封の返信用封筒で送付または本庁・各支所担当課へ提出してください。

「子育て世帯臨時特例給付金」「臨時福祉給付金」とは
4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯や所得の低い人の負担を緩和するために、支給する給付金です。給付金の支給は1回限りです。

図「子育て世帯臨時特例給付金」…本庁・子育て支援課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
「臨時福祉給付金」…本庁・健康福祉政策課「臨時福祉給付金」窓口（新館1階玄関横）